

令和6年度「第5回佐賀地方最低賃金専門部会」議事録

- 1 日時 令和6年8月20日(火)10:00~12:22
- 2 場所 佐賀第2合同庁舎 5階 共用大会議室1
- 3 出席者
公益代表：甲斐委員(部会長)、安永委員(部会長代理)、早川委員
労働者代表：岩井委員、松尾委員、諸富委員
使用者代表：西岡委員、平野委員、福母委員
事務局：恒吉労働基準部長、北村賃金室長、岩竹室長補佐、
伊東賃金調査員
- 4 議題
 - (1) 佐賀県最低賃金の改正について
 - (2) その他

(第1回全体会議)

○岩竹室長補佐

定刻となりましたので、専門部会に入りたいと思います。審議に入ります前に事務局から御報告いたします。本日は最低賃金審議会令第6条第5項に規定する定足数に達していることを御報告申し上げます。始めます前に、事務局から机上配付資料について御説明させていただきたいと思います。

○北村賃金室長

机上に全国の結審状況の一覧をお配りしております。結審され次第、皆様にメールでお送りしていきまして、島根と長崎まではメールで送付済みなのですが、新たに愛媛が結審しております。あと、九州各県は佐賀以外は全部決まっているという状況でございます。以上です。

○岩竹室長補佐

それでは部会長、議事の進行をお願いいたします。

○甲斐部会長

皆様おはようございます。ただ今から、第5回佐賀県最低賃金専門部会を開催いたします。本日、結審に向けて皆様の御議論を進めていきたいと思っておりますので、御協力よろしくをお願いいたします。

これまでどおり公労、公使で個別に主張を伺いながら開きを詰めていくプロセスを始めたいと思っております。前回63円と42円という御提示をいただいております。前回の会議の最後に、次は労働者側からお呼びしたいということをお願いしておりましたので、本日は、労働者側の皆様から再提示をいただければと思っております。それでよろしいでしょうか。

それから、これは皆様に事前に御報告なのですが、前回、使用者側から部会報告書や答申文にコメントを是非付けていただきたい、中小企業に対する支援策に対して強化をお願いしたいという御要望も出ましたし、公益も確かにそうだなと思いきまして、労働者側にもお伺いいたしました。労働者側も是非お願いしたいということでしたので、事務局と公益で相談しながら報告書と答申文のコメントを考えております。内容としましては、価格転嫁がしやすい環境整備の推進とそれから最低賃金以上の支払いが厳しい企業に対する支援の強化とこの二つが骨子となっております。それで、答申文にはこの部会で白熱した議論をして真摯に佐賀県の最低賃金について検討したということなども追加して二つの要望を書きたいと思っておりますので、事前にアナウンスさせていただきます。

それでは公労、公使での個別でのセッションに入りたいと思います。よろしいでしょうか。

では、一旦、双方とも控え室に行ってくださいまして、労働者側から個別協議を始めたいと思います。よろしく申し上げます。

〔労働者側委員・使用者側委員退室〕
〔労働者側委員・使用者側委員・公益委員と個別折衝〕
〔労働者側委員・使用者側委員入室〕

（第2回全体会議）

○甲斐部会長

それでは、お待たせいたしました。全体会議を再開したいと思います。

当専門部会は、去る8月1日から本日まで5回にわたり、審議を続けてきました。それで公益委員としましては、全会一致を目標にして個別に協議を行いながら労使双方の意見を踏まえ、労使双方にお伝えしながら協議してきたところです。

しかしながら、現時点で、金額に対しまして合意を見出すことができませんでした。

そこで、公益委員で協議し、これから公益委員見解としての金額を提示したいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

○甲斐部会長

はい、それでは、ここで公益委員見解をお示しし、賛否を図りたいと思います。

公益委員見解を提示いたします。引上げ額を56円とし、1時間956円とする。

賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手：公益側2、労働者側3）

反対の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手：使用者側3）

○甲斐部会長

はい、ありがとうございます。

採決の結果、賛成5名、反対3名でございます。最低賃金審議会令第5条第3項によると、議事は出席者の過半数の賛成により決定するとされております。

従いまして、当専門部会としては、佐賀県最低賃金につきましては引上げ額を56円とし、1時間956円といたしたいと思います。また、最低賃金と生活保護にかかる施策との整合性については、平成20年8月6日付け、中央最低審議会の平成20年度地域別最低賃金の目安について（答申）の考え方に基づき比較したところ、令和5年10月14日発効の佐賀県最低賃金、時間額

900円は、令和4年度の佐賀県の生活保護費を下回っていなかったため結審することとし、本審議会会長あてに報告することとします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○甲斐部会長

はい、それでは報告書の案の準備ができていれば、配付をお願いします。

(報告書の配付)

はい、配付ができましたので、本日の最初のところでコメントを付けると申し上げておりました点についても、記しておりますので、そこも含めまして事務局から朗読をお願いいたします。

○北村賃金室長

朗読いたします。

(報告書案の朗読)

令和6年8月20日、佐賀地方最低賃金審議会会長甲斐今日子殿、佐賀地方最低賃金審議会・佐賀県最低賃金専門部会部会長甲斐今日子、佐賀県最低賃金の改正決定に関する報告書、当専門部会は、令和6年7月11日、佐賀地方最低賃金審議会において付託された佐賀県最低賃金の改正決定について慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の平成20年度地域別最低賃金の目安について、答申の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月14日発効の佐賀県最低賃金時間額900円は、令和4年度の佐賀県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

本件の審議に当たった専門部会の委員は、別紙3のとおりである。なお、中小企業、小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備等を図るため、下記のとおり政府等に対して要望する。

1 価格転嫁がしやすい環境整備の推進、原材料価格の高騰や人件費の負担増に対して、価格転嫁をしやすい環境整備の一層の推進を図り、賃上げの原資確保に向けた取組を強力に実施すること

2 最低賃金額以上の支払が厳しい企業に対する支援強化、業務改善助成金等の国や県の助成金制度については、その活用について広く周知に取り組むとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が更に活用しやすい制度となるように改善に取り組むこと、以上。

別紙1は、佐賀県最低賃金で、1適用する地域、佐賀県の区域、2適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者、3適用する労働者、前号の使

用者に使用される労働者、4前号の労働者にかかる最低賃金額、1時間956円。この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。効力発効日、法定どおりで令和6年10月17日。

別紙2は佐賀県最低賃金と生活保護の比較について、佐賀県最低賃金の令和5年度の時間額900円と生活保護費の令和4年度の90,699円(月額)を比較した結果を書いております。生活保護との正確な整合性については、令和5年度10月14日発効の佐賀県最低賃金の1か月換算額と上記2の(3)に掲げる金額を比較すると、佐賀県最低賃金が下回っているとは認められなかった。1か月換算額というのは900円掛ける173.8、1か月の平均法定労働時間になります。2可処分所得の所得、総所得に対する比率0.807を掛けた126,231円となります。別紙3には、当専門部会の委員の皆様の名簿を付けております。以上でございます。

○甲斐部会長

はい、ありがとうございました。ただ今、朗読していただきました佐賀県最低賃金の改定決定に関する報告書案につきましてよろしいでしょうか、いかがでしょうか。

○西岡委員

いろいろ要望したいことはあります。『2の最低賃金の支援強化』のところですが、ここは今ある既存の制度の改善だけになっているのですが、私たちとしてはこれまで以上、過去最高の上昇率も含めて、改善に取り組むとともに更なる支援の強化に努めることということで、更なる支援も合わせて考えていただくような言葉を入れていただくと更にいいかなと思いますが、どうですか。

○甲斐部会長

そうですね。具体的にはいかがでしょうか。ここで結論を出したいので。

○西岡委員

そこは、あとは文章お任せしたいと思います。

○甲斐部会長

そうですね。事務局、今のところはよろしいですか。

○北村賃金室長

更なる支援の強化というところを入れるということですね。

○西岡委員

既存の制度改善は既にしていただいている部分も一部あるので、それは当然として皆様お考えでしょうけれど、更なる支援の強化に取り組んでいただきたいと、生産性向上につながる支援の強化を言い出したらきりがなくなる

ので、簡単に言おうとしたのですが、いわゆる生産性向上に実効性のある、生産性を言い出すと分からないから、あとはお任せします。イメージは分かりますでしょうか。

○北村賃金室長

分かりました。

○西岡委員

生産性向上につながるような更なる支援の強化に取り組むというようなことを入れていただくといいかなと思います。

○恒吉労働基準部長

具体的には、改善及び新設に取り組むことでしょうか。

○西岡委員

新設って、どういうことですか。

○恒吉労働基準部長

既存制度の改善に対して新しく設置することを連想しました。

○西岡委員

新設とまで言っていないかどうか分からないですが。

○恒吉労働基準部長

そこまではいかないのですか。

○福母委員

そこまでは言ってない。

○北村賃金室長

制度を強化するということですよ。

○西岡委員

国の助成金制度を改善しても、これまで生産性がそれで上がってきたとは思っていないので、生産性向上に効果のあるような更なる支援の強化について検討していただきたいと。

○恒吉労働基準部長

改善を改善等に修正するのはどうでしょうか。

○福母委員

等にね、改善等に取り組むと。

○西岡委員

イメージもだんだん変わって来ていないですか。

○恒吉労働基準部長

公益委員と事務局とで考え直します。

○福母委員

いいですか。政府に対して要望すると書いてあるので、政府限定になっているので、記の2は県にも言っているでしょう。だから、政府等としてはどうですか。

○甲斐部会長

県を入れるという案もありました。

○福母委員

政府等でもいい。

○甲斐部会長

県（への要望）と明示するのを避けたのですが、等にしましょうか。政府等でよろしいでしょうか。

○西岡委員

はい。

○甲斐部会長

よろしいですか。それでは、『中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備等を図るため下記のとおり政府等に対し要望する。（中略）また、生産性向上に実効のあるさらなる支援の強化を実施すること。』とします。

次に、（2）その他ですけれども、事務局から何かありますでしょうか。

○北村賃金室長

はい、本日部会で結審していただきましたので、本審（答申）は今日の2時間からの開催となります。

○甲斐部会長

はい。それでは以上をもちまして専門部会を終了いたします。

議事録の署名につきましては労働者側松尾委員、使用者側平野委員にお願いいたします。5回にわたり、熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。部会を閉じさせていただきます。

部 会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
